佐賀市林業団体活動費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　市長は、市内を拠点として活動する林業団体（以下「補助事業者」という。）が行う、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第３４条に掲げる施策に基づく活動に要する経費を補助することにより、森林の有する公益的機能の維持及び増進を図る。

佐賀市林業団体活動費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、佐賀市補助金交付規則（平成１７年佐賀市規則第６４号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助金交付対象者）

第２条　補助金交付対象者は、市内に拠点を置き、市内で林業に関する活動を行う団体とする。

ただし、佐賀市の林業に寄与するなど、特に市長が認める者は、この限りではない。

２　補助金交付対象者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金を交付しない。

（１）佐賀市暴力団排除条例（平成２４年３月２７日条例第３号。以下「条例」という。）第２条第１項第１号に定める暴力団。

（２）条例第２条第１項第３号に定める暴力団員等。

（補助対象経費）

第３条　補助金の交付対象となる経費は、次の各号に掲げる経費とし、別表１に定める費目等とする。

（１）森林の整備に要する経費

（２）森林の整備を担うべき人材の育成及び確保に要する経費

（３）森林の有する公益的機能に関する普及啓発に要する経費

（４）木材の利用の促進に要する経費

（５）森林の整備の促進に要する経費

（補助金の額）

第４条　補助金の額は、予算の範囲内において補助対象経費の１０分の８以内の額とする。

なお、補助額は千円未満を切り捨てるものとする。

（交付申請）

第５条　補助金の交付を申請する者は、規則第３条に規定する補助金等交付申請書に、

次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
（１）事業計画書及び収支予算書（別紙様式第１号）
（２）見積書（補助対象経費を証する書類）
（３）過去３年間の活動報告書（別紙様式第２号）
（４）団体の規約等
（５）その他市長が必要と認める書類

（交付決定）
第６条　市長は、規則第４条の規定により、補助金の交付の決定をしたときは、補助金等交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

（補助事業の変更）
第７条　補助事業者は、補助事業の内容又は経費の変更を必要とする場合は、市長に補助事業等変更申請書を提出し、承認を受けなければならない。
２　市長は、前項の規定による申請があった場合において、補助対象事業の内容の変更等を承認すること、又は承認しないことを決定したときは、補助金等交付変更通知書により、申請者に通知するものとする。

（実績報告）
第８条　補助事業者は、補助事業が完了したときは、規則第１２条に規定する補助事業等実績報告書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
（１）実績報告書及び収支決算書（別紙様式第３号）
（２）支払いを証明する書類
（３）活動報告書（別紙様式第４号）
（４）記録写真等
（５）その他市長が必要と認める書類
２　前項の実績報告書の提出期限は、事業完了後３０日以内又は当該年度の３月３１日のいずれか早い日とする。

（補助金の額の確定）
第９条　市長は、前条に規定する実績報告書の提出を受けたときは、規則第１３条の規定により、交付する額を確定し、補助金等確定通知書により、補助事業者に通知するものとする。

（交付請求）
第１０条　前条の通知を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、規則第１４

条の規定により、補助金等交付請求書を市長に提出しなければならない。

２　補助事業者から全部又は一部を概算又は前金による補助金等交付請求書が提出された場合は、市長が特に必要と認められるときは、規則第１４条第１項の規定により、交付することができる。

（交付の取消し及び補助金の返還）

第１１条　市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、交付を決定した補助金の全部若しくは一部を取消し、既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

（１）偽りその他不正な手段により補助金等の交付を受けたとき。

（２）補助金等を他の用途に使用したとき。

（３）補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（４）法令又はこの規則に基づく市長の指示に違反したとき。

（その他）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

別表１（第３条関係）

費目等	備　考
①　報償費 ②　旅費 ③　消耗品費 ④　燃料費 ⑤　印刷製本費 ⑥　通信運搬費 ⑦　広告料 ⑧　保険料 ⑨　使用料及び賃借料 ⑩　原材料費 ⑪　その他経費	◎次に記載する費用は補助対象経費の対象外とする。 ・申請事業に関連のない経費。 ・支払いを証明する書類がない経費。 ・申請団体に属する者への謝礼等報償費。 ・購入単価５万円を超える消耗品費。 ・事務所等の暖房用燃料費。 ・食糧費は対象外とするが、熱中症対策の飲料品等は消耗品費で対象とする。 ・その他、補助対象外と審査された経費。 ◎その他経費とは、効率的な事業実施のため、特に市長が必要と認める経費。

別紙様式第１号（第５条関係）

１　事業計画書

事業名	内　容	備　考

２　収支予算書

（１）収入の部

科　目	予算額	備　考
計		

（２）支出の部

科　目	予算額	備　考
計		

添付書類

（１）見積書（補助対象経費を証する書類）

（２）その他必要書類

別紙様式第２号（第５条関係）

過去３ヶ年度の活動報告書

年度	活動内容	活動場所	参加人数
前年度			
前々年度			
三ヶ年度前			

別紙様式第３号（第８条関係）

１　実績報告書

事業名	内　容	備　考

２　収支決算書

（１）収入の部

科　目	決算額	備　考
計		

（２）支出の部

科　目	決算額	備　考
計		

添付書類

（１）支払いを証明する書類

（２）その他必要書類

別紙様式第４号（第８条関係）

活動報告書

年月日	活動報告	活動場所	参加人数

添付書類

（１）記録写真等

（２）その他必要書類